

流山市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）及び解説	
条例（案）	解説
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき市が定める地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準並びに当該職員の員数以外の事項を定めるものとする。</p>	<p>本条例の制定の趣旨を規定したものです。</p> <p>本条例は、介護保険法の委任を受けて地域包括支援センターに従事する職員の職種、人数その他必要な事項を定めるものであることを規定しました。</p> <p>地域包括支援センターは、介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）による介護保険法の改正により市町村又は市町村から包括的支援事業の実施の委託を受けた者が設置できるものとして創設された施設です。</p> <p>地域包括支援センターは、保健師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）及び社会福祉士といった専門職が介護予防プランの手伝い、介護に関する相談、成年後見や虐待防止などの高齢者の権利を守る取り組みなど、様々な形で地域の高齢者の生活を支える業務をします。流山市では、現在、北部、中部、東部及び南部の4地区に設置しています。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>本条例で使用する用語の定義を規定しています。本条例を規定する元となっている介護保険法及び介護保険法施行規則と整合を図るようにしています。</p>
	<p>国は、市が本条例を定めるに当たっての基準を省令で示しています。当該基準と条例で定める内容とが異なることに対する許容の範囲は、次のように決まっています。</p> <p>（1）参酌すべき基準 市が十分に参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容される。</p> <p>（2）従うべき基準 条例の内容は必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内において地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは許されない。</p>
<p>（基本方針）</p> <p>第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。</p>	<p>本条は、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項として、事業の実施及び施設の運営において遵守すべき基本的な方針を定めるものです。（参酌すべき基準）</p>
<p>2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	<p>地域包括支援センター運営協議会は、指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は介護保険の被保険者の</p>

	<p>代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成され、地域包括支援センターの適切、公正及び中立な運営を確保することを目的として、市町村が設置する組織です。</p>
<p>(職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準)</p> <p>第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p>	<p>人員の配置については、第1号被保険者数が3,000以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員(以下「保健師等」という。)を各1名配置することを目安とすることとしています。また、保健師等の確保が困難である等の事情により、この人員によりがたい場合には、これらに準ずる者として、以下に掲げる者を配置することもできることとしています。(従うべき基準)</p>
<p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(1) 保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師(准看護師を除く。)</p>
<p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(2) 社会福祉士に準ずる者として、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者</p>
<p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p>	<p>(3) 主任介護支援専門員に準ずる者として、都道府県が主催するケアマネジメントリーダーの養成に係る研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</p>	<p>本条例を定めることを委任する法律の条文は、平成26年4月1日から施行されています。ただし、同日から1年を超えない期間においては、市の条例が定まるまでは、省令で定める基準を市の基準とみなす経過措置がされていることから、この経過措置を利用し、平成27年4月1日を本条例の施行日としています。</p>